

投資家のみなさまへ／

マイナンバー (個人番号)

法人番号提供のお願い

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

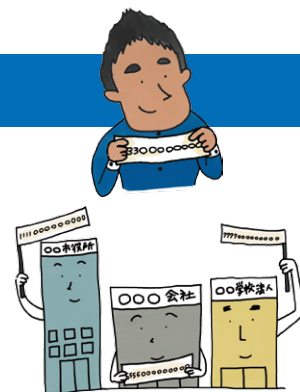


**所得税法などにより、
証券会社へのマイナンバーなどの
提供が義務付けられています**

マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、社会保障・税・災害対策の分野で国民の利便性の向上、公平・公正な社会、行政の効率化を実現することを目的としています。

マイナンバー（個人番号）は、国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。マイナンバーの管理・運用にあたっては、皆様の安心・安全を確保するため、個人情報保護法よりも厳格な取扱いや保護措置が講じられています。企業などの法人にも13桁の法人番号が指定されます。



マイナンバー・法人番号のご提供が必要となる主なケース

① 2016年1月1日以後に新たに証券口座を開設

② NISA口座などの開設 NISA口座の開設先の変更 NISA口座の非課税勘定設定期間の更新 特定口座の開設 など

※証券会社にマイナンバーを提供済みの場合は、マイナンバーを改めてご提供いただく必要はありません。

③ 氏名・名称・住所などの変更

※証券会社にマイナンバーを提供済みの場合は、変更前・後の氏名・住所が記載された本人確認書類（運転免許証等）の提示を行えば、マイナンバーを改めてご提供いただく必要はありません。また、法人の場合には、法人番号を提供済みであっても、改めて法人番号をご提供いただく必要があります。

④ 2015年12月31日以前に証券口座を開設

※2022年以後の最初に売却代金や配当金等の支払を受ける時までにマイナンバーなどをご提供いただく必要があります。ただし、②又は③のお手続きがある場合などは、その時点でマイナンバーなどをご提供いただく必要がありますのでご注意ください。

日本証券業協会

内閣府

国税庁

マイナンバー・法人番号の提供に関する手続き



証券会社が用意する記入様式にマイナンバーなどを記入して提出いただくほか、
所得税法やマイナンバー法などで決められた

① マイナンバー / 法人番号を確認できる書類と ② 本人(住所等)確認書類 / 法人確認書類が必要です。※1

なお、マイナンバー / 法人番号などの提供に関する手続きの内容は、証券会社によって異なることがあります。

(書類の組み合わせ例)

	① マイナンバー / 法人番号を確認できる書類	② 本人(住所等)確認書類 / 法人確認書類
個人	マイナンバーカード(個人番号カード)(裏面)  ※2	マイナンバーカード(個人番号カード)(表面)  ※2
	通知カード ※3	顔写真付の本人確認書類 1 点又は 顔写真なしの本人確認書類 2 点 ※4
法人	住民票の写し(マイナンバーあり)又は 住民票の記載事項証明書(マイナンバーあり)	顔写真の有無を問わず本人確認書類 1 点 (左記の書類以外のもの) ※4
	法人番号指定通知書 又は 国税庁法人番号公表サイトの法人情報画面を印刷したもの	法人確認書類 1 点 ※4

※1 法人のお客さまについて、法人番号をご提供いただく際、国税庁法人番号公表サイト等で法人の名称、所在地又は法人番号が確認できた場合には「①法人番号を確認できる書類」や「②法人確認書類」の提示が不要となる場合があります。詳細はお取引先の証券会社にお問い合わせください。

※2 マイナンバーカードがあれば、マイナンバーの確認と本人確認が1枚で済みます。

※3 「通知カード」は2020年5月25日に廃止され、「①マイナンバーを確認できる書類」としての使用はできなくなりますが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードを「①マイナンバーを確認できる書類」として使用できます。

※4 顔写真付きの本人確認書類：運転免許証など

顔写真なしの本人確認書類：住民票の写し、健康保険証や年金手帳など

法人確認書類：設立登記に係る登記事項証明書(写しを含む)や印鑑証明書など

マイナンバーの安全の仕組み

マイナンバーには、個人情報保護法よりも厳格な取扱いや保護措置が設けられています。

取得・利用・提供の制限 マイナンバーは、法令で定められた目的以外での取得・利用・他人への提供が禁じられています。	安全管理措置 マイナンバーを取り扱う会社では、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。 (例：マイナンバーの担当者の任命、システムへのアクセス制御、マイナンバーを取扱う区域の入退室管理、ウイルス対策ソフトウェアの導入など)
第三者による監視 マイナンバーの管理・運用は、個人情報保護委員会により監視・監督されています。	個人情報などは分散管理 個人情報や財産情報は従来どおり各行政機関で分散して管理することで、情報漏えいの連鎖を防いでいます。



Q1 マイナンバーや法人番号はどこで把握できますか？

A1 マイナンバーはマイナンバーカード、通知カード、個人番号通知書又はマイナンバーの記載がある住民票の写し、法人番号は国税庁法人番号公表サイトや法人番号指定通知書で調べることができます。

マイナンバーカードは、本人の申請により交付されます。通知カードは、市区町村から住民票を有するすべての方に交付されていますが、2020年5月25日以降に出生等により初めてマイナンバーが付番される方には、通知カードに代わり、個人番号通知書が交付されます（ただし、個人番号通知書はマイナンバーを確認できる書類としては使用できません。）。法人番号指定通知書は、2015年10月より、設立登記をした法人などに通知されています。なお、証券会社にマイナンバーを提供する際に必要な書類は、前ページの「①マイナンバー / 法人番号を確認できる書類」をご参照ください。

Q2 法人番号を提供する必要はありますか？

A2 法人のお客さまは、法人番号をご提供いただく必要があります。法人のお客さまで法人番号が指定されている場合は、所得税法などにより、証券会社に法人番号を提供することが義務付けられています。

なお、法人番号をご提供いただく際、国税庁法人番号公表サイト等で法人の名称、住所又は法人番号が確認できた場合には「①法人番号を確認できる書類」や「②法人確認書類」の提示が不要となる場合があります。詳細はお取引先の証券会社にお問い合わせください。書類の詳細については前ページの「マイナンバー・法人番号の提供に関する手続き」を併せてご参照ください。

Q3 証券会社ではマイナンバーを何に利用するのですか？

A3 口座開設などに関する申請・届出に記載していただき、保管・管理することが義務づけられています。また、税務当局に提出する法定調書などに記載し、提出する必要があります。

証券取引に関する口座開設などの申請・届出

例：NISA 口座や特定口座の開設の際に
マイナンバーの提供を受ける、など

証券取引に関する法定書類の作成・提出

例：所得税法などの規定に基づき法定調書にマイ
ナンバーを記載して税務署に提出する、など

※法令で定められた目的以外でマイナンバーを利用することは、禁止されています。

Q4 マイナンバーを提供すると、 個人情報や財産情報が一括して管理されるようになりますか？

A4 マイナンバーを提示しても、行政機関が、お客さまの全ての個人情報や財産情報を一括して保有・管理することはありません。マイナンバーを提供しても、行政機関における個人情報や財産情報は一元管理されず、これまでと同じく、それぞれの行政機関で分散して保有・管理されます。また、行政機関間での情報のやりとりで、マイナンバーが直接使われることはありません。

Q5 マイナンバーを他人に知られたら、なりすましの被害にあうのではないですか？

A5 番号確認と身元確認を行うことで、なりすましを防止しています。
マイナンバーの取得時には、番号確認と身元確認を行うことがマイナンバー法で義務付けられており、マイナンバーのみでは手続きはできません。
「①マイナンバーを確認できる書類」による番号確認と「②本人確認書類」による身元確認をさせていただく必要があります。

マイナンバー・法人番号の流れ



お客様

- ・マイナンバー／法人番号の提供義務
- ・申請書などへの記載義務
- ・本人確認／法人確認のための必要な書類の提示義務

①

証券会社

- ・マイナンバーなどの取得に伴う本人確認／法人確認義務
- ・法定調書の作成、税務署などへの提出義務
- ・マイナンバーに係る厳格な安全管理措置や目的以外の利用の禁止、など

②

行政機関
(税務署)

①マイナンバーなどを提供 + 本人確認などのための必要な書類を提示

②法定調書にマイナンバーなどを記載して税務署に提出

ご注意いただきたいこと



マイナンバーをかたった詐欺にご注意ください。
不審な電話などがありましたら、消費者ホットライン（局番なし 188 番）、
警察相談専用電話（局番なし #9110 番）又はお取引のある証券会社までお電話ください。

マイナンバー制度の内容について詳しくはこちらまで

ホームページ

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>

マイナンバー

検索

政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp>

政府広報

検索

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナン バ ー

0120-95-0178

（無料）※お掛け間違いのないようご注意ください。

弊社におけるマイナンバー・法人番号の提供手続きについて詳しくはこちらまで

日本証券業協会

内閣府

国税庁

※ 本パンフレットは2020年6月時点の情報をもとに作成しています。今後、法令の改正などにより、内容に変更が生じることがあります。